

平成21年生駒市議会（第8回）定例会議案

（追加提案分）

平成21年12月22日

生 駒 市

平成 21 年生駒市議会（第 8 回）定例会議案目録

〔 追 加 提 案 分 〕

議案番号	議案名	頁
議案第 106 号	生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 107 号	生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について	2～3

議案第 106 号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成21年12月22日

生駒市長 山下 真

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20
年9月生駒市条例第28号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（議員報酬に関する特例措置）

- 5 議員報酬月額は、当分の間、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額
から、その額に100分の0.3を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成21年12月22日

生駒市長 山下 真

生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（昭和31年11月生駒市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

9 給料月額は、当分の間、別表第1の規定にかかわらず、同表に規定する額から、その額に100分の0.3を乗じて得た額を減じた額とする。

(生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和35年9月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

7 給料月額は、当分の間、第2条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額から、その額に100分の0.3を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。